

被災された(一部損壊以上)住民の皆さまへ

# 戸沢村小型家電・家庭用機械器具等 購入支援事業のお知らせ

令和6年7月25日からの大雨で被災し、小型家電・家庭用機械器具等を失った村民に対し、新たな小型家電・家庭用機械器具等の購入を支援することを目的とし、事業実施主体が行う戸沢村小型家電・家庭用機械器具等購入支援事業について当村が補助金を交付する場合において予算の範囲内で補助金を交付する、

「戸沢村小型家電・家庭用機械器具等購入支援」を実施いたします。

詳しくは、役場危機管理室（32-0125）へお問い合わせください。

- 対象者：・戸沢村に住所を有する令和6年7月25日からの大雨で被災し、住家被害が「一部損壊以上」となる罹災証明書の交付を受けた方  
・上記以外にあって、村長が特に認めた方

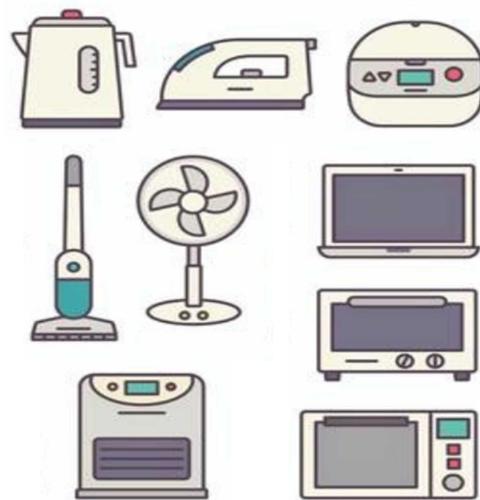
○対象経費・補助額：補助金の交付の対象となる経費は、次の表に掲げる事業に要する

1. 下記の対象製品の購入に係る実支出額または補助上限額のどちらか低い額
2. 申請は1世帯につき1回のみ

対象製品

品目	補助上限額
掃除機、電子レンジ、炊飯器、電気ポット、ドライヤー、扇風機、暖房器具、パソコン、除雪機、ボイラーなど  (健康器具、玩具、嗜好品等は対象外)	合計10万円

※消費税、送料、設置料を含む



○手続き：役場危機管理室（3階）備え付けの申請書に下記の書類を添付して提出

- ・被災状況が確認できる写真（データ可）
- ・購入予定の製品カタログ（写真可）
- ・見積書及び請求書（発行されていれば）
- ・購入済の方は「領収書」「レシート」の写し
- ・罹災証明書の写し

※申請の際は、印鑑、振込を希望する通帳をご持参ください